

第96期 中間決算公告

2024年12月25日

東京都中央区八重洲二丁目10番17号
株式会社 商工組合中央金庫
代表取締役 関根 正裕

中間貸借対照表（2024年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	1,258,266	預 金	6,348,234
コ ー ル ロ ー ン	280,281	譲 渡 性 預 金	185,280
買 入 金 銭 債 権	27,731	債 券	3,245,670
特 定 取 引 資 産	25,412	債券貸借取引受入担保金	335,861
有 価 証 券	1,327,280	特 定 取 引 負 債	16,229
貸 出 金	9,583,846	借 用 金	1,226,322
外 国 為 替	23,530	外 国 為 替	178
そ の 他 資 産	119,135	社 債	100,000
有 形 固 定 資 産	36,028	そ の 他 負 債	67,440
無 形 固 定 資 産	33,795	未 払 法 人 税 等	7,438
前 払 年 金 費 用	35,794	資 産 除 去 債 務	1,472
繰 延 税 金 資 産	35,908	そ の 他 の 負 債	58,529
支 払 承 諾 見 返	144,997	賞 与 引 当 金	4,370
貸 倒 引 当 金	△192,117	役員退職慰労引当金	149
		睡眠債券払戻損失引当金	39,480
		支 払 承 諾	144,997
		負 債 の 部 合 計	11,714,213
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	218,653
		危 機 対 応 準 備 金	129,500
		特 別 準 備 金	400,811
		資 本 剰 余 金	1
		その他資本剰余金	1
		利 益 剰 余 金	251,405
		利 益 準 備 金	28,212
		その他利益剰余金	223,192
		固定資産圧縮積立金	304
		特 別 積 立 金	49,570
		繰 越 利 益 剰 余 金	173,317
		自 己 株 式	△1,164
		株 主 資 本 合 計	999,206
		その他有価証券評価差額金	26,625
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△152
		評価・換算差額等合計	26,472
		純 資 産 の 部 合 計	1,025,678
資 産 の 部 合 計	12,739,891	負債及び純資産の部合計	12,739,891

中間損益計算書 (2024年4月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	80,689
資 金 運 用 収 益	66,681
(うち貸出金利息)	(58,986)
(うち有価証券利息配当金)	(4,006)
役 務 取 引 等 収 益	7,648
特 定 取 引 収 益	4,406
そ の 他 業 務 収 益	534
そ の 他 経 常 収 益	1,419
経 常 費 用	61,046
資 金 調 達 費 用	8,210
(うち預金利息)	(2,530)
(うち債券利息)	(2,707)
役 務 取 引 等 費 用	1,482
特 定 取 引 費 用	22
そ の 他 業 務 費 用	3,400
営 業 経 費	37,712
そ の 他 経 常 費 用	10,219
経 常 利 益	19,643
特 別 利 益	723
特 別 損 失	21
税 引 前 中 間 純 利 益	20,345
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,195
法 人 税 等 調 整 額	210
法 人 税 等 合 計	6,405
中 間 純 利 益	13,940

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～60年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権とにグルーピングし、また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権については、さらに貸出条件緩和の有無によりグルーピングしております。これらのグループ毎に、主としてそれぞれ今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

追加情報

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(貸倒引当金)

貸倒引当金の計上にあたっては、「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額に関する将来見込み等」を主要な仮定として設定しております。

「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各取引先の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。「予想損失額に関する将来見込み等」として、中間決算日時点における個々の引当金算定区分の貸倒実績率等には反映されない信用リスクを織り込んでおります。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、前事業年度末日時点の大口取引先に対する債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を基礎として、中間決算日以降の突発的な貸倒リスクを織り込むための引当金を追加計上しております。その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権については、前事業年度の1年間の貸倒実績率の高まりに着目し、今後3年間の予想損失率の見積りにあたって、当該1年間の実績を基礎として予想損失額を推計することで、将来見込み等必要な修正を加えた貸倒引当金を算出しております。

また、破綻懸念先債権に相当する債権(キャッシュ・フロー見積法適用先を除く)の予想損失率については、算定期間数を拡大することで中長期の景気循環の影響が均された過去の貸倒実績率を基礎としております。その上で、過去の経済指標の実績値と破綻懸念先債権の損失実績率の関係を分析し、直近の経済指標の実績値から推計される損失率が過去の貸倒実績率を上回る場合には、足もとの景気悪化の状況を反映するため、当該損失率を予想損失率として貸倒引当金を算出しております。この算出方法に基づき、当中間会計期間は、過去の貸倒実績率を予想損失率として使用しております。

なお、前事業年度より、貸倒引当金の計上に伴う会計上の見積りの仮定について重要な変更は行っておりません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 6,063百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び地方債に合計84,919百万円含まれております。
3. 株式会社商工組合中央金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	131,033百万円
危険債権額	167,569百万円
要管理債権額	72,691百万円
三月以上延滞債権額	1,295百万円
貸出条件緩和債権額	71,395百万円
小計額	371,294百万円
正常債権額	9,378,776百万円
合計額	9,750,070百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は71,327百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	693,040百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,294百万円
債券貸借取引受入担保金	335,861百万円
借用金	142,819百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、有価証券7,558百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金95,408百万円、保証金・敷金等1,236百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,906,203百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,680,786百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 70,790百万円
8. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。
9. 社債には、劣後特約付社債100,000百万円が含まれております。
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は6,839百万円であります。
11. 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ（11）に規定する単体自己資本比率（国際統一基準）は、単体普通株式等Tier 1比率11.12%、単体Tier 1比率11.80%、単体総自己資本比率12.99%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益23百万円、株式等売却益697百万円及び睡眠債券の収益計上額0百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却9百万円、貸倒引当金繰入額9,801百万円、株式等償却159百万円、債権売却損180百万円及び睡眠債券払戻損失引当金繰入額29百万円を含んでおります。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（2024年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	28,418	28,527	109
	地方債	—	—	—
	小計	28,418	28,527	109
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	345,396	322,200	△23,195
	地方債	65,619	65,206	△412
	小計	411,015	387,407	△23,607
合計		439,433	415,935	△23,498

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2024年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	6,063
関連法人等株式	—

上記の株式には、出資金を含めております。

3. その他有価証券（2024年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	36,500	8,300	28,200
	債券	114,370	113,923	447
	国債	85,915	85,503	412
	地方債	10,221	10,204	17
	短期社債	11,995	11,994	0
	社債	6,237	6,220	17
	その他	64,075	46,506	17,569
	小計	214,947	168,730	46,216
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,132	1,501	△369
	債券	633,757	639,670	△5,913
	国債	213,423	216,241	△2,817
	地方債	328,306	330,831	△2,525
	短期社債	29,997	29,997	△0
	社債	62,030	62,600	△569
	その他	16,945	18,574	△1,629
	小計	651,834	659,747	△7,912
合計		866,781	828,477	38,304

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	14,963
組合出資金	4,629

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、2百万円（うち、社債2百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	50,438百万円
睡眠債券払戻損失引当金	12,037
その他	12,895
繰延税金資産小計	75,371
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△22,929
評価性引当額小計	△22,929
繰延税金資産合計	52,441
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	11,678
固定資産圧縮積立金	133
前払年金費用	4,721
繰延税金負債合計	16,533
繰延税金資産の純額	35,908百万円

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 227円67銭
- 純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。
- 1株当たりの中間純利益金額 6円40銭

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当金庫は、2024年11月15日開催の取締役会において、会社法第156条第1項、同第160条第1項の規定に基づき、2025年1月21日に開催予定の当金庫臨時株主総会において承認を得た上で、特定の株主である財務大臣が所有する当金庫株式の残余株式全株を対象として、一般競争入札に参加し、自己株式の取得を行うことを決定いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由
- 2023年6月14日に中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律が国会において成立し、政府保有株式については、改正法公布日から2年を超えない施行日の前日までに、できる限り速やかに全部売却するよう努めると規定されました。
 - 政府においては、政府保有株式の全部売却に向け、財政制度等審議会国有財産分科会での議論等を踏まえ、一般競争入札にて売却を行いました。結果的に残余株式が生じたものと承知しております。
 - 入札結果を踏まえ、2024年10月24日～11月1日に財政制度等審議会国有財産分科会が開催され、全株売却に向けて、一般競争入札を再度実施し、当金庫に対しても入札参加資格を付与するといった措置が講じられることになりました。

以上を踏まえ、当金庫は、2024年11月15日開催の取締役会において、会社法第156条第1項、同第160条第1項の規定に基づき、2025年1月21日に開催予定の当金庫臨時株主総会において承認を得た上で、特定の株主である財務大臣が所有する当金庫株式の残余株式全株を対象として、一般競争入札に参加し、自己株式の取得を行うことを決定いたしました。なお、残余株式の処分に関するスケジュール等については政府が決定するものと承知しておりますが、現時点で決定していることはありません。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当金庫普通株式
(2) 取得する株式の総数	1,016,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合46.69%）
(3) 株式の取得価額の総額	158,000,000,000円（上限）
(4) 取得先	財務大臣
(5) 株式を取得することができる期間	2025年1月22日から2025年6月14日

(注) 上記の内容については、2025年1月21日に開催予定の当金庫臨時株主総会において、「特定の株主からの自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

第96期 中間決算公告

2024年12月25日

東京都中央区八重洲二丁目10番17号
株式会社 商工組合中央金庫
代表取締役 関根 正裕

中間連結貸借対照表（2024年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	1,258,497	預 金	6,342,382
コールローン及び買入手形	280,281	譲 渡 性 預 金	185,280
買 入 金 銭 債 権	27,731	債 券	3,245,270
特 定 取 引 資 産	25,412	債券貸借取引受入担保金	335,861
有 価 証 券	1,324,514	特 定 取 引 負 債	16,229
貸 出 金	9,564,191	借 用 金	1,288,222
外 国 為 替	23,530	外 国 為 替	178
そ の 他 資 産	218,338	社 債	100,000
有 形 固 定 資 産	36,964	そ の 他 負 債	71,632
無 形 固 定 資 産	33,399	賞 与 引 当 金	4,657
退職給付に係る資産	42,227	退職給付に係る負債	702
繰 延 税 金 資 産	34,659	役員退職慰労引当金	184
支 払 承 諾 見 返	144,997	睡眠債券払戻損失引当金	39,480
貸 倒 引 当 金	△193,014	そ の 他 の 引 当 金	94
		繰 延 税 金 負 債	48
		支 払 承 諾	144,997
		負 債 の 部 合 計	11,775,220
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	218,653
		危 機 対 応 準 備 金	129,500
		特 別 準 備 金	400,811
		資 本 剰 余 金	1
		利 益 剰 余 金	263,974
		自 己 株 式	△1,164
		株 主 資 本 合 計	1,011,774
		その他有価証券評価差額金	26,626
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△152
		退職給付に係る調整累計額	4,471
		その他の包括利益累計額合計	30,945
		非 支 配 株 主 持 分	3,793
		純 資 産 の 部 合 計	1,046,513
資 産 の 部 合 計	12,821,733	負債及び純資産の部合計	12,821,733

中間連結損益計算書

(2024年4月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	92,280
資 金 運 用 収 益	66,655
（うち貸出金利息）	(58,952)
（うち有価証券利息配当金）	(4,014)
役 務 取 引 等 収 益	7,834
特 定 取 引 収 益	4,406
そ の 他 業 務 収 益	12,085
そ の 他 経 常 収 益	1,298
経 常 費 用	72,444
資 金 調 達 費 用	8,326
（うち預金利息）	(2,529)
（うち債券利息）	(2,706)
役 務 取 引 等 費 用	1,441
特 定 取 引 費 用	22
そ の 他 業 務 費 用	13,684
営 業 経 費	38,728
そ の 他 経 常 費 用	10,241
経 常 利 益	19,835
特 別 利 益	723
固 定 資 産 処 分 益	723
特 別 損 失	21
固 定 資 産 処 分 損	21
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	20,537
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,275
法 人 税 等 調 整 額	223
法 人 税 等 合 計	6,498
中 間 純 利 益	14,039
非支配株主に帰属する中間純利益	—
親会社株主に帰属する中間純利益	14,039

連結注記表

I 中間連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項、株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項及び同条第3項に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 8社

会社名

八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商工中金カード株式会社
商工中金キャピタル株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合
つながる未来ファンド（匿名組合）

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合
つながる未来ファンド（匿名組合）

- (4) 持分法非適用の関連法人等 1社

会社名

サザンカパートナーズ株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等

当該他の会社等の数 3社

関連法人等としなかった理由

当金庫及び投資事業等を営む連結子会社が、投資育成等を図ることを目的に出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 8社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ 会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～60年

その他：2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権とにグルーピングし、また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権（以下、「その他の要注意先債権」という。）については、さらに貸出条件緩和の有無によりグルーピングしております。これらのグループ毎に、主としてそれぞれ今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 環境対策引当金の計上基準

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

10. その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金であります。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

追加情報

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(貸倒引当金)

貸倒引当金の計上にあたっては、「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額に関する将来見込み等」を主要な仮定として設定しております。

「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各取引先の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。「予想損失額に関する将来見込み等」として、中間連結決算日時点における個々の引当金算定区分の貸倒実績率等には反映されない信用リスクを織り込んでおります。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、前連結会計年度末日時点の大口取引先に対する債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を基礎として、中間連結決算日以降の突発的な貸倒リスクを織り込むための引当金を追加計上しております。その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権については、前連結会計年度の1年間の貸倒実績率の高まりに着目し、今後3年間の予想損失率の見積りにあたって、当該1年間の実績を基礎として予想損失額を推計することで、将来見込み等必要な修正を加えた貸倒引当金を算出しております。

また、破綻懸念先債権に相当する債権(キャッシュ・フロー見積法適用先を除く)の予想損失率については、算定期間数を拡大することで中長期の景気循環の影響が均された過去の貸倒実績率を基礎としております。その上で、過去の経済指標の実績値と破綻懸念先債権の損失実績率の関係を分析し、直近の経済指標の実績値から推計される損失率が過去の貸倒実績率を上回る場合には、足もとの景気悪化の状況を反映するため、当該損失率を予想損失率として貸倒引当金を算出しております。この算出方法に基づき、当中間連結会計期間は、過去の貸倒実績率を予想損失率として使用しております。

なお、前連結会計年度より、貸倒引当金の計上に伴う会計上の見積りの仮定について重要な変更は行っておりません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 2,458百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び地方債に合計84,919百万円含まれております。
3. 株式会社商工組合中央金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	131,424百万円
危険債権額	167,992百万円
要管理債権額	72,691百万円
三月以上延滞債権額	1,295百万円
貸出条件緩和債権額	71,395百万円
小計額	372,108百万円
正常債権額	9,455,816百万円
合計額	9,827,924百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は71,327百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	693,040百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,294百万円
債券貸借取引受入担保金	335,861百万円
借入金	142,819百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用等として、有価証券7,843百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金95,408百万円、保証金・敷金等1,176百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,891,312百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,665,896百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 72,646百万円
8. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。
9. 社債には、劣後特約付社債100,000百万円が含まれております。
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は6,839百万円であります。
11. 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国際統一基準）は、連結普通株式等Tier 1比率11.17%、連結Tier 1比率11.84%、連結総自己資本比率13.03%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益23百万円、株式等売却益697百万円及び睡眠債券の収益計上額0百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却10百万円、貸倒引当金繰入額9,822百万円、株式等償却159百万円、債権売却損181百万円及び睡眠債券払戻損失引当金繰入額29百万円を含んでおります。
3. 連結中間包括利益 12,782百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	439,433	415,935	△23,498
その他有価証券	862,228	862,228	—
(2) 貸出金	9,564,191		
貸倒引当金（※1）	△190,481		
	9,373,710	9,368,212	△5,497
資産計	10,675,372	10,646,375	△28,996
(1) 預金	6,342,382	6,342,611	229
(2) 譲渡性預金	185,280	185,281	1
(3) 債券	3,245,270	3,229,967	△15,302
(4) 借入金	1,288,222	1,254,068	△34,153
負債計	11,061,154	11,011,928	△49,225
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	8,603	8,603	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(298)	(298)	—
デリバティブ取引計	8,305	8,305	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	15,801
組合出資金（※3）	7,051

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2）当中間連結会計期間において、非上場株式について159百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	299,339	—	—	299,339
地方債	—	338,527	—	338,527
短期社債	—	41,992	—	41,992
社債	—	61,443	6,824	68,268
株式	36,122	1,549	—	37,671
その他	60,589	15,838	0	76,428
資産計	396,051	459,352	6,824	862,228
負債計	—	—	—	—
デリバティブ取引（*）				
金利関連	—	8,969	—	8,969
通貨関連	—	(664)	—	(664)
デリバティブ取引計	—	8,305	—	8,305

（*） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	350,728	—	—	350,728
地方債	—	65,206	—	65,206
貸出金	—	—	9,368,212	9,368,212
資産計	350,728	65,206	9,368,212	9,784,147
預金	—	6,342,611	—	6,342,611
譲渡性預金	—	185,281	—	185,281
債券	—	3,229,967	—	3,229,967
借入金	—	1,254,068	—	1,254,068
負債計	—	11,011,928	—	11,011,928

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出金を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格によって算定しており、レベル２の時価に分類しております。金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、当該金利スワップの時価を反映しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当金庫自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しております。

（注２） 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に分類される金融商品の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	28,418	28,527	109
	地方債	—	—	—
	小計	28,418	28,527	109
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	345,396	322,200	△23,195
	地方債	65,619	65,206	△412
	小計	411,015	387,407	△23,607
合計		439,433	415,935	△23,498

2. その他有価証券 (2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	36,509	8,306	28,202
	債券	114,370	113,923	447
	国債	85,915	85,503	412
	地方債	10,221	10,204	17
	短期社債	11,995	11,994	0
	社債	6,237	6,220	17
	その他	64,075	46,506	17,569
	小計	214,956	168,736	46,219
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	1,162	1,532	△369
	債券	633,757	639,670	△5,913
	国債	213,423	216,241	△2,817
	地方債	328,306	330,831	△2,525
	短期社債	29,997	29,997	△0
	社債	62,030	62,600	△569
	その他	16,945	18,574	△1,629
	小計	651,864	659,777	△7,913
合計		866,820	828,514	38,306

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2百万円（うち、社債2百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 235円50銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 6 円45銭

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当金庫は、2024年11月15日開催の取締役会において、会社法第156条第1項、同第160条第1項の規定に基づき、2025年1月21日に開催予定の当金庫臨時株主総会において承認を得た上で、特定の株主である財務大臣が所有する当金庫株式の残余株式全株を対象として、一般競争入札に参加し、自己株式の取得を行うことを決定いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

- ・2023年6月14日に中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律が国会において成立し、政府保有株式については、改正法公布日から2年を超えない施行日の前日までに、できる限り速やかに全部売却するよう努めると規定されました。
- ・政府においては、政府保有株式の全部売却に向け、財政制度等審議会国有財産分科会での議論等を踏まえ、一般競争入札にて売却を行いました。結果的に残余株式が生じたものと承知しております。
- ・入札結果を踏まえ、2024年10月24日～11月1日に財政制度等審議会国有財産分科会が開催され、全株売却に向けて、一般競争入札を再度実施し、当金庫に対しても入札参加資格を付与するといった措置が講じられることになりました。

以上を踏まえ、当金庫は、2024年11月15日開催の取締役会において、会社法第156条第1項、同第160条第1項の規定に基づき、2025年1月21日に開催予定の当金庫臨時株主総会において承認を得た上で、特定の株主である財務大臣が所有する当金庫株式の残余株式全株を対象として、一般競争入札に参加し、自己株式の取得を行うことを決定いたしました。なお、残余株式の処分に関するスケジュール等については政府が決定するものと承知しておりますが、現時点で決定していることはありません。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当金庫普通株式
(2) 取得する株式の総数	1,016,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合46.69%）
(3) 株式の取得価額の総額	158,000,000,000円（上限）
(4) 取得先	財務大臣
(5) 株式を取得することができる期間	2025年1月22日から2025年6月14日

(注) 上記の内容については、2025年1月21日に開催予定の当金庫臨時株主総会において、「特定の株主からの自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。